

## 「がん対策推進基本計画」の早期策定を求める意見書

わが国のがん罹患率や死亡率は、ともに上昇を続けており、1981年以降、死亡原因の第1位であり、いまや死因の3割が、がんです。10年後には、2人に1人が、がんで死亡すると予想されています。

昨年6月、「がん対策基本法」が制定され、日本で立ち遅れてきた緩和ケアと放射線治療の充実などが基本理念の中に盛り込まれるとともに、がん対策を戦略的に推進することが明示されました。同法にはまた、今年4月の施行を踏まえ、基本的施策を具体的、計画的に推進するため、国に「がん対策推進基本計画」の策定を義務付ける一方、都道府県に対しても、「がん対策推進計画」の策定が義務付けられております。

今後、実効性のあるがん対策を大きく前進させるため、がん患者の痛み、苦しみを和らげる「がんと診断された時からの緩和ケア」の実施や、食生活の欧米化に伴う欧米型のがんの増加によって需要が増している「放射線治療」の専門医・スタッフの育成、さらに最適な治療・ケアを受けられるような態勢づくりなどを含む「がん対策推進基本計画」を、下記5つの施策を柱とし、がん対策基本法施行後、一日も早く策定するよう、国および県に対し強く求めるものであります。

### 記

全国レベルでの医療従事者への緩和ケア研修の実施

放射線治療の専門医、スタッフ等の育成

がん登録に必要な体制の整備

都道府県が設置している、がん検診の推進と質の向上のための精度管理委員会の充実

がん研究の推進、また、全国のがん診療連携拠点病院の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月16日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

文部科学大臣 殿

岩手県知事 殿